

# 大分市立小中学校適正配置基本計画

平成24年3月

大分市教育委員会

## はじめに

本市教育委員会は、「大分市総合計画」に示された都市像である「ともに築く 希望あふれる 元気都市」の実現を教育の分野から目指すものとして、平成 20 年に「大分市教育ビジョン」を策定しました。本ビジョンに基づき、夢と希望をもち「生きる力」をはぐくむたくましい子どもの育成を図るため、さまざまな教育施策を体系的、計画的に進めており、とりわけ、小中学校の適正配置につきましては、市域全体にかかわる重要な課題であります。

このような中、有識者等によって構成された「大分市立小中学校適正配置計画検討委員会」から平成 23 年 11 月にご提出いただいた「報告書」を十分に尊重し、適正配置に関する基本的な考え方や方向性を示した「素案」を公表しました。この素案をもとにパブリックコメントを実施するなど、広く市民のご意見もお伺いしながら検討を重ね、ここに「大分市小中学校適正配置基本計画」を策定いたしました。

本市教育委員会といたしましては、今後、本計画に基づき、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することを第一義に、これまで学校が地域に果たして来た役割や地域の実情等にも配慮するなど、地域づくりといった観点にも立ち、保護者をはじめとする地域住民の方々と十分に協議を重ねながら合意形成を図り、本市の実情に応じた小中学校の適正配置を進めてまいりたいと考えています。

# 目 次

第1章	基本計画の概要	1
	1 基本計画策定の趣旨	
	2 適正配置の必要性	
	3 基本計画の期間	
第2章	本市の現状と課題	2
	1 児童生徒数と学校数の推移	
	2 学校規模の違いによる教育効果や学校運営	
	3 小規模特認校制度	
	4 校舎の状況	
第3章	適正配置の基本的な考え方	7
	1 適正配置の方策	
	(1) 標準的な規模に満たない学校の方策	
	(2) 標準的な規模を超える学校の方策	
	2 対象校の選定基準	
	(1) 学校規模	
	(2) 校舎の状況	
	3 選定基準に該当する中学校区とその順序性	
	(1) 早期に検討すべき中学校区	
	(2) 将来的に検討すべき中学校区	
	4 適正配置を検討する際の留意点	
	(1) 中学校区単位での検討	
	(2) 通学距離と通学時間	
	(3) 小中一貫教育の充実	
	(4) 小規模特認校制度の活用等	
第4章	適正配置の進め方	11
	1 優先順位の決定	
	2 個別の実施計画の策定	
	3 地域協議会等の設置	
	4 地域協議における基本姿勢	
	(1) 児童生徒への配慮	
	(2) 通学の安全確保と支援	
	(3) 地域コミュニティの確保	
	(4) 防災機能の確保	
	(5) 情報の提供	
第5章	対象校区ごとの目指すべき方向性等	14
	1 優先順位1 碩田中学校区	
	2 優先順位2 神崎中学校区	
	野津原中学校区	
	3 優先順位3 大分西中学校区	
	戸次中学校区	
	竹中中学校区	
資料編		21

# 第1章 基本計画の概要

## 1 基本計画策定の趣旨

本市における小中学校の適正配置に関する教育委員会の基本的な考え方や方向性を示し、その取組を計画的に進めるため、基本計画を策定します。

## 2 適正配置の必要性

少子高齢化の進行に加え、人口減少社会が到来し、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大分市の子どもたちが夢と希望と志をもち、輝かしい未来に向け、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けられるよう「大分市教育ビジョン」に示す方向性に沿って、市民とともにより良い教育環境の整備を図ることは、本市教育行政に課せられた使命であります。

こうした中、本市では、小中学校 9 か年を見通した一貫性のある教育を展開することにより、確かな学力の向上、心の教育の充実、健やかな体の育成をバランスよく推進し、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに取り組み、一定の成果が現れつつあります。

もとより、子どもは学校、家庭及び地域社会の中で他の子どもたちと出会い、競い合い、支え励まし合う中で、高め合いながら、社会性や豊かな人間性を身につけるものです。特に、学校は、多くの子どもたちが集い、集団の機能を生かした教育活動を日常的に実践する中で、生きる力の効果的な育成を図る場であり、子どもたちの教育環境について考えるとき、学校において、こうした出会いや多様な集団活動の機会を保障するため、クラス替えが可能な標準規模の学校をできるだけ適正に配置することが望ましいと考えられます。

しかしながら、本市には、異学年で 1 学級を編制する複式学級のある小学校が現在 6 校あり、こうした過小規模の学校では、一人一人を大切にしたいきめ細かな教育が実践されているものの、その一方で、多様な集団活動を実践することは困難であるなど、学校や地域の努力だけでは解決しない課題も生じています。さらに、本市の 0 歳から 14 歳までの年少人口は、今後とも減少すると見込まれるところでもあり、こうした地域における教育環境はどうあるべきか検討する時期を迎えています。

また、本市では、人口急増期に新築・増築した多くの校舎が今後 20 年間で次々と建て替え時期を迎えることとなりますが、とりわけ、建て替えが必要となる複数の学校が近接する地域において、新たな学校づくりをどのように進めればよいか、限られた教育予算の効率的な運用といった観点にも立って検討すべき時期が間近に迫っています。

このようなことから、本市教育委員会では、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することを第一義に、保護者や地域住民の方々とともに十分に協議を行いながら、本市の実情に応じた望ましい小中学校の適正配置を実施する必要があると考えます。

## 3 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年とします。

## 第2章 本市の現状と課題

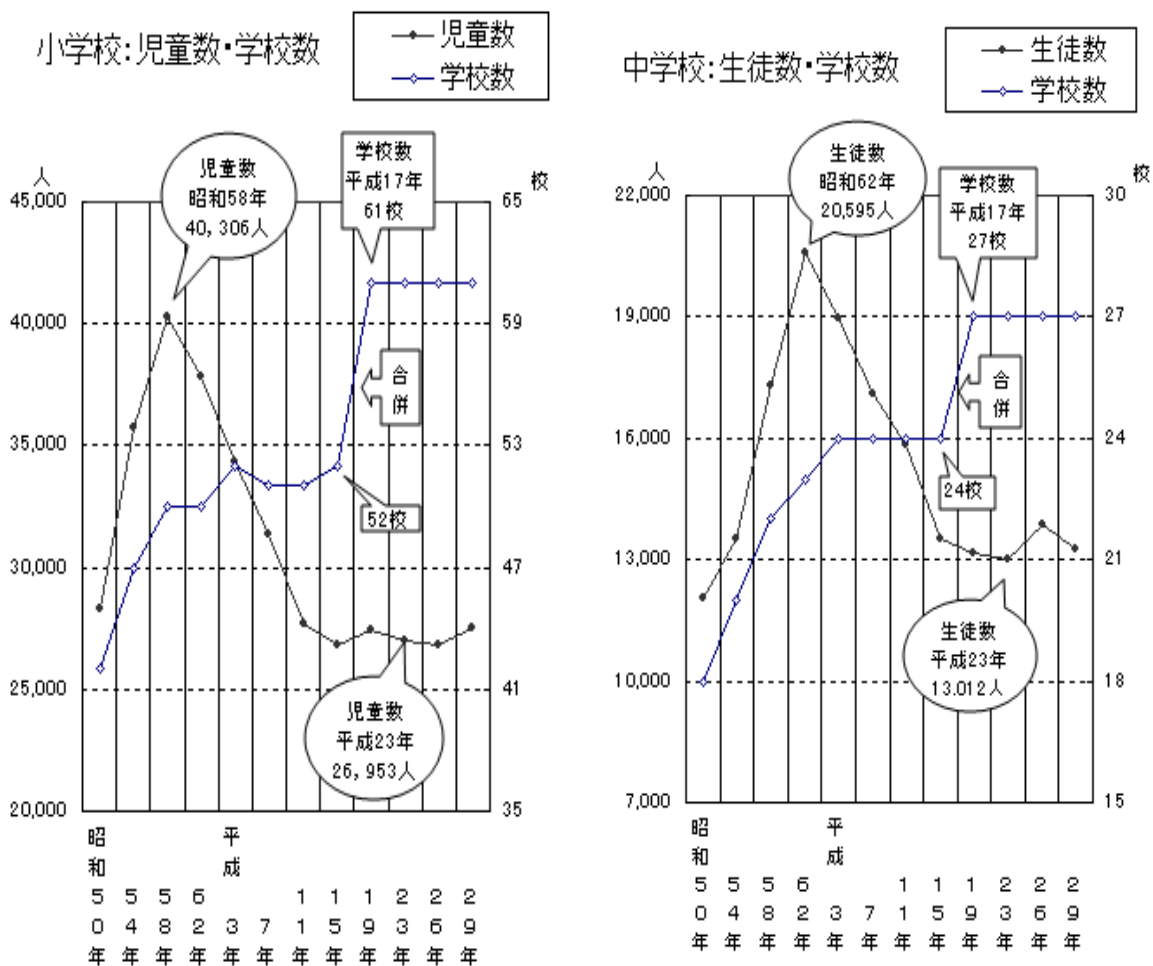
### 1 児童生徒数と学校数の推移

本市の小学校の児童数は、昭和58年の40,306人をピークに減少を続け、平成23年にはピーク時の約67%に当たる26,953人となっています。

また、中学校の生徒数については、昭和62年の20,595人をピークに減少を続け、平成23年にはピーク時の約63%に当たる13,012人となっています。

なお、児童生徒数のピーク時から現在に至るまでの間、市町合併や大規模校の分離新設等により、小学校の数は50校から61校に、中学校は23校から27校にそれぞれ増加しています。

(平成23年5月1日現在)



\*平成17年1月1日市町合併

さらに、過去に大型団地として開発され、児童生徒数が急増したものの、高齢化が進んだ地域や周辺地域などでは、小規模化した学校が増加する一方、大規模な宅地開発や土地区画整理事業などにより住宅地としての土地利用が進んでいる一部地域などでは、児童生徒数が急激に増加し、大規模化している学校も見られる状況です。

○ 小学校：児童ピークの昭和 58 年度と平成 23 年度の比較

	11 学級以下の学校	12～24 学級の学校	25 学級以上の学校
S58 年度(50 校)	5 校 ( 10% )	26 校 ( 52% )	19 校 ( 38% )
H23 年度(61 校)	19 校 ( 31% )	32 校 ( 53% )	10 校 ( 16% )

○ 中学校：生徒ピークの昭和 62 年度と平成 23 年度の比較

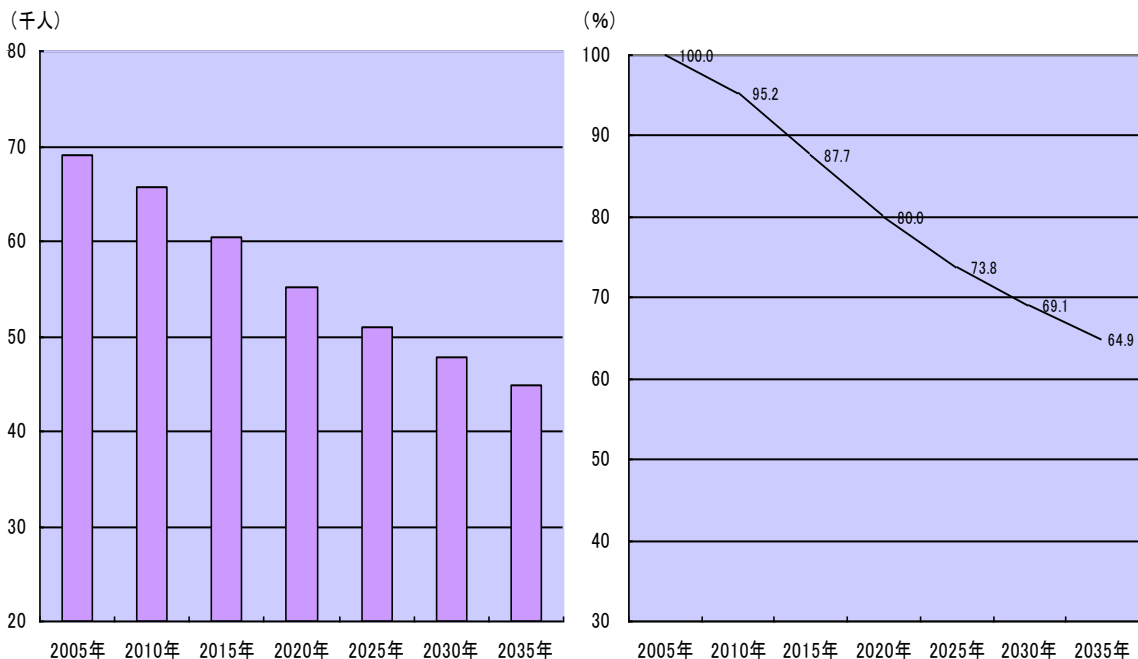
	11 学級以下の学校	12～24 学級の学校	25 学級以上の学校
S62 年度(23 校)	5 校 ( 22% )	8 校 ( 35% )	10 校 ( 43% )
H23 年度(27 校)	9 校 ( 33% )	15 校 ( 56% )	3 校 ( 11% )

また、国の人口問題に関する調査研究機関においては、2005 年の国勢調査結果をもとに、大分市の 0 歳から 14 歳までの年少人口について、2005 年を 100 とした場合、2035 年には 64.9 まで減少すると見込んでいます。このような中、集団の機能を生かした教育活動を日常的に実践できる規模の学校を適正に配置することは、本市の学校教育にとって重要な課題です。

○ 大分市 年少人口(0-14 歳) 及び指数 (指数は 2005 年=100 とした場合)

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
年少人口(人)	69,037	65,699	60,520	55,249	50,960	47,720	44,812
年少人口の指数	100.0	95.2	87.7	80.0	73.8	69.1	64.9

\* 「日本の市区町村別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所資料より



## 2 学校規模の違いによる教育効果や学校運営

適正配置の検討を進めるにあたっては、本市におけるこのような人口動態のデータをもとに、各学校における現在及び将来にわたる児童生徒数の推移を考慮したうえで、規模の違いによる特徴を十分に検討する必要があります。

### ○ 12～24 学級の学校 （ 標準的な規模の学校 ）

一般的に、標準的な規模の学校では、子どもが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する機会に恵まれ、一人一人の資質・能力や個性の伸長を図る環境をつくりやすいとされています。

具体的には、学級編制に当たり児童生徒の人間関係等に配慮しやすいこと、学級の枠を解いた習熟度別指導等、多様な指導形態を工夫しやすいこと、スポーツや文化的な活動において児童生徒の参加意識や達成感の高まりが期待できる学級対抗戦等、実施方法を工夫しやすいことなどが挙げられます。

また、学校運営の面からも、教員の人数も多くなることから、学校が向き合う様々な課題について適材適所の校務分担による組織的な対応を図りやすいこと、同じ学年や教科等の担当が複数配置でき、指導方法等に関する教員間の協議や校内での研修が充実しやすいこと、中学校では生徒の興味や特性等に応じて部活動の種類や種目の選択肢を広げやすいことなどの特徴があるとされています。

### ○ 11 学級以下の学校 （ 小規模の学校 ）

小規模の学校では、よりきめ細かい教育が期待できることや異学年間の交流が深まりやすいなどの特徴があるとされています。

しかし、子どもが少人数であると、9年間その集団で過ごさなければならないことがあり、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい、高校に進学した際に急に大きな集団の中に入ることになり、その中で自分を発揮できないことがある、争いを避けて討論ができないことがあるなど、コミュニケーション能力が育ちにくいという指摘があります。

また、複式学級編制を含む過小規模の学校は、異学年で1つの学級を編制しているため、学年ごとに指導時間を分配している状況であり、教育の機会均等の観点からも教育上の課題が大きいとされています。

さらに、教員配置に関しても、学校規模が小さくなると教職員数が少なくなり、経験、教科、特性などのバランスのとれた配置ができにくく、学校行事の数は大規模の学校でも小規模の学校でも概ね同じであることから、小規模の学校で一定の教員数がない場合、特別活動などにおける役割分担が十分にできず、役割が集中することがあるとされています。

特に、小規模の中学校では、各教科の免許状を有する教員を配置することが困難であり、免許外指導が生じやすく、課題が大きいとされています。

### ○ 25 学級以上の学校 （ 大規模の学校 ）

大規模の学校では、多様で豊かな教育活動が実施しやすく、指導体制も充実するなどの特徴があるとされています。

しかしながら、児童生徒数や学級数が多くなることなどにより、特別教室や体育館などの使用に支障を生じやすいことがある、学校行事の際に全校児童生徒が集まれないことがある、災害が起きた際の避難に時間がかかるといったことがあるなど、教育環境の面での課題が指摘されています。

また、一人一人の児童生徒の把握が難しくなりやすい、教職員相互の連絡・調整がつきにくい、保護者や地域社会との連携がとりにくいなどの課題も指摘されています。

以上のように、学校規模の違いによる教育効果や学校運営への影響が整理されますが、小規模や大規模の学校のデメリットは、小規模や大規模のままでは解消されないものと考えられます。

一方、一定の規模が確保されれば、小規模の学校のメリットは、少人数指導やチームティーチング等の工夫により、また、大規模の学校のメリットは多様な教育活動等の工夫により、それぞれの特徴を生かした教育が可能となります。

このようなことから、集団活動が効果的に実践できる豊かな教育環境を創造するためには、一定の規模の集団を形成できる児童生徒数を確保することが望まれます。

### 3 小規模特認校制度

本市の小規模特認校制度は、「通学区域制度の弾力的運用について」の通知（平成9年1月文部省）により、「地域の実情に即し、保護者の意向を十分に配慮した多様な工夫」が求められ、平成10年度に神崎小学校と上戸次小学校に導入されました。

緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身のすこやかな成長を図り体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者を対象に、バスやJRなどを利用し自力通学するなど、一定の条件を付し、学区外就学を認めています。

この制度の成果としては、自然環境に恵まれた小規模校を希望する保護者、児童の要望に応じていることや、学校に通えなかった児童が、小規模特認校に転校することにより、登校することができるようになった例も複数見られることなどがあげられます。

しかしながら、旧野津原町及び旧佐賀関町との合併にともない、市内には、現在の小規模特認校より小規模の学校が複数存在する状況や、現在の指定校のいずれもこの制度の利用者の比率が、近年20～30%で推移しているものの、複式学級編制の解消には至っていない状況が見られるなどの課題もあります。

#### ○ 制度利用者数等

（平成23年度）

学 校 名	在籍者数	制度利用者数	制度利用者比率	学級数
神崎小学校	40名	12名	30.0%	5学級
上戸次小学校	25名	6名	24.0%	4学級



#### 4 校舎の状況

昭和 30 年代から児童生徒数の増加にともない建築してきた学校の中には、既に建築経過年数が 50 年を超え、老朽化が進んでいる校舎があります。平成 23 年 3 月 31 日現在で、40 年以上経過した校舎がある学校は、小学校 28 校、中学校 4 校の計 32 校であり、そのうち 50 年以上経過した校舎がある学校は、小学校 8 校となっています。

本市の小中学校の多くは、児童生徒の急増期に整備されており、これらの校舎が老朽化し、今後、多くの校舎の改築が必要になると見込まれています。

一般的に、鉄筋コンクリート造りの校舎の耐用年数は 60 年程度とされており、40 年以上経過し、今後 20 年以内に改築が必要となる学校が、30 校程度あることから、仮に、現状の配置のままで校舎の改築を行った場合には、極めて大きな財政負担となります。

このような中、本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、限られた財源を有効に活用し、効率的な財政運営を図ることは、市政全般にかかわる重要な課題であり、校舎の建築経過年数を踏まえ、校舎の建替え等を考慮した適正配置を検討する必要があります。

## 第3章 適正配置の基本的な考え方

### 1 適正配置の方策

標準的な規模でない場合に適正配置を実施する際の方策については、標準的な規模に満たない場合と超える場合とに分け、それぞれ次の3つを基本として検討します。

#### (1) 標準的な規模に満たない学校の方策

##### ① 通学区域の再編

近隣に規模の大きな学校がある場合、対象となる規模の小さな学校の通学区域に規模の大きな学校の通学区域の一部を編入すること。

##### ② 隣接校との統合

隣接して小規模な学校や標準的な規模の学校がある場合、規模や通学条件などを考慮したうえで、統合すること。

##### ③ 小規模特認校制度の活用

学校の教育活動に特色を持たせ、市内全域から希望する児童生徒を受け入れる小規模特認校とすること。

#### (2) 標準的な規模を超える学校の方策

##### ① 通学区域の再編

近隣に小規模な学校や標準的な規模の学校があり、通学距離や規模、施設などに問題がない場合には、通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入すること。

##### ② 学校の分離新設

通学区域の再編が困難で、学校用地の確保はできるなどの条件が整う場合は、学校を分離新設すること。

##### ③ 施設整備での対応

通学区域の再編、学校の分離新設のいずれも困難な場合は、学級数に応じた施設整備によって対応すること。

ただし、現在、標準的な規模を超える学校であっても、将来的には児童生徒数の減少が予想されることから、次の各項のいずれかに該当する場合には、施設整備による対応を検討するなど、分離新設によらない方策により、教育環境の整備を図ることとします。

- ・ 一時的に 31 学級以上となるものの、その後減少傾向となることが見込まれる場合
- ・ 31 学級以上になることが短期間と見込まれ、かつ分離新設するための用地の確保が困難な場合

## 2 対象校の選定基準

本基本計画での対象校の選定基準は、学校規模と校舎の状況を観点とし、次の(1)(2)のいずれかの基準に該当する場合に、適正配置を検討する対象校とします。

前章で述べてきた学校規模の違いによる教育効果や学校運営などの観点や国の基準、本市の実情などを勘案し、学級数による学校規模の基準を下表のとおり区分し、小中学校とも通常の学級数が12学級から24学級までの学校を標準規模校とします。

1	～	5	6	～	11	12	～	24	25	～	30	31	～	(学級数)
過小規模校			小規模校			標準規模校			大規模校			過大規模校		

### ○ 学校教育法施行規則

(学級数)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(準用規定)

第79条 第41条から第49条まで、(略)第68条までの規定は、中学校に準用する。

### ○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学校数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

### (1) 学校規模

学校規模については、標準規模校以外の学校を対象とします。

しかしながら、学校規模は毎年変動することが予想されることから、適正配置の対象校選定にあたっては、平成21年～23年まで3年連続し、その状況が平成29年まで継続すると予想される学校とします。

### (2) 校舎の状況

校舎の状況については、平成23年3月31日を基準日とし、建築経過年数が50年以上の学校を対象とします。

ただし、建築経過年数が50年以上の学校であっても、平成23年度において改築中である学校及び平成29年度まで継続して標準規模校である場合は、対象から除外します。

### 3 選定基準に該当する中学校区とその順序性

適正配置の選定基準に該当する学校が含まれる中学校区は、全 27 中学校区中 18 中学校区となります。

小中学校の適正配置は、今後、中・長期的な観点に立って継続的に検討する必要があることから、この 18 中学校区について、「早期に検討すべき中学校区」と「将来的に検討すべき中学校区」の 2 つに区分したうえで、検討を進めます。

なお、今後の児童生徒数の推移等により、過大規模校の状況が数年間継続し、教育活動に著しく支障をきたすことが予想される場合などは、必要に応じ前述の「標準的な規模を超える学校の方策」について検討します。

#### (1) 早期に検討すべき中学校区

現在、複式学級編制の過小規模校となっている小学校又は校舎の建築経過年数が 50 年以上の複数の小学校を含む中学校区については、可能な限り早期に教育環境の充実が望まれることから、以下の 6 中学校区を本基本計画における適正配置検討の対象校区とします。

<input type="checkbox"/> 碩田中学校区	<input type="checkbox"/> 大分西中学校区	<input type="checkbox"/> 戸次中学校区
<input type="checkbox"/> 竹中中学校区	<input type="checkbox"/> 神崎中学校区	<input type="checkbox"/> 野津原中学校区

#### (2) 将来的に検討すべき中学校区

上記の 6 中学校区を除く 12 中学校区については、将来的に検討すべき対象校区とします。

<input type="checkbox"/> 上野ヶ丘中学校区	<input type="checkbox"/> 南大分中学校区	<input type="checkbox"/> 滝尾中学校区
<input type="checkbox"/> 鶴崎中学校区	<input type="checkbox"/> 大東中学校区	<input type="checkbox"/> 東陽中学校区
<input type="checkbox"/> 吉野中学校区	<input type="checkbox"/> 植田西中学校区	<input type="checkbox"/> 賀来中学校区
<input type="checkbox"/> 大在中学校区	<input type="checkbox"/> 坂ノ市中学校区	<input type="checkbox"/> 佐賀関中学校区

### 4 適正配置を検討する際の留意点

#### (1) 中学校区単位での検討

児童生徒の就学先は、通学区域制度により、小学校区や中学校区が定められており、児童は原則として、指定された中学校に進学することになっています。

なお、中学校区単位で適正配置の検討を行った場合でも、12 学級～24 学級の標準規模に満たないことや、標準規模を超えることも予想されますが、現在より少しでも標準規模に近い規模とすることが望まれます。しかしながら、学校規模を重視する余り無理な学校の統合を行ったり、通学上著しい困難を招いたりすることのないよう配慮するとともに、地域住民の方々の地域活動にも留意する観点から、適正配置の検討にあたっては、原則として中学校区単位で検討します。

## **(2) 通学距離と通学時間**

望ましい通学距離は、小学校では概ね4km以内、中学校では概ね6km以内を基準とし、通学時間は、通学方法にかかわらず、概ね1時間以内を基準とします。

小中学校の適正配置の実施に伴い、通学距離や通学時間が基準を超える場合については、児童生徒に過度の負担とならないよう、通学の負担軽減や安全性の確保に配慮します。

## **(3) 小中一貫教育の充実**

本市では、児童生徒に生きる力を育成し、小中学校間の円滑な接続を図り、義務教育9年間を見通した系統的な教育を行うため、平成18年度に賀来小中学校をモデル校に指定し、その成果や課題を検証する中で、モデル校区の指定拡大を進めてきました。

平成23年度からは、市内全中学校区において、学校、地域の実情に応じた小中一貫教育に取り組んでおり、小中学校の適正配置の実施にあたっては、より一層の小中一貫教育の充実を図る観点から検討します。

## **(4) 小規模特認校制度の活用等**

小規模特認校制度については、制度の導入から10年以上が経過し、成果や課題を踏まえながら、今後のあり方について検討します。その際、現在の指定校を含め、全市的な視野から指定のあり方を検討します。

## 第4章 適正配置の進め方

### 1 優先順位の決定

本基本計画の対象6中学校区には、複式学級編制の過小規模校となっている小学校又は校舎の建築経過年数が50年以上の小学校が含まれており、可能な限り早期に教育環境の充実が望まれます。

その中でも、校舎の建築経過年数が50年以上の小学校については、今後改築等が必要になることから、優先して協議を始めます。

また、過小規模校のある5中学校区の中には、平成23年1月から市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている小学校区があり、地域によって状況が異なることから、優先順位を決めて協議を始め、平成33年度までの10年間で、適正配置の取組を進めます。

優先順位1・・・校舎の建築経過年数が50年以上の複数の小学校を含む中学校区

碩田中学校区

優先順位2・・・過小規模校を含み、対象校が3校以上ある中学校区

神崎中学校区、野津原中学校区

優先順位3・・・現在小規模特認校に指定されている小学校を含むか、又は市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている中学校区

大分西中学校区、戸次中学校区、竹中中学校区

#### 【計画実施のイメージ】

計画期間：平成24年度～平成33年度

<優先順位 1>

碩田中学校区

<優先順位 2>

神崎中学校区  
野津原中学校区

<優先順位 3>

大分西中学校区  
戸次中学校区  
竹中中学校区

## 2 個別の実施計画の策定

学校の適正配置は、児童生徒や保護者、地域住民の方々にとって、日常生活や地域づくりにも大きく影響する問題です。このようなことから、本基本計画をもとに、関係者の意見を十分に聞く機会を設け、協議を重ねながら合意形成に努めたうえで、適正配置を実施するにあたっては、対象校区ごとに適正配置の具体的な内容や方法などを明記した個別の実施計画を策定します。

## 3 地域協議会等の設置

個別の実施計画の具体的な検討にあたっては、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などで構成する地域協議会等を設置し、地域における合意形成を図りながら進めます。

また、地域協議会等では、適正配置の意義、校区の現状や将来の姿のほか、考えられる方策などについても、説明を行うとともに、十分な意見交換を行いながら進めます。

## 4 地域協議における基本姿勢

### (1) 児童生徒への配慮

学校統合により適正配置を実施する場合は、統合前から学校間の交流活動を計画的に行うなど、統合後の教育活動や学校運営が円滑に移行できるよう、十分な準備期間と配慮のもとに進めます。

### (2) 通学の安全確保と支援

適正配置の実施により、通学距離や通学時間が基準を超える場合は、児童生徒への負担軽減に配慮するとともに、保護者や地域住民の方々の意見も伺いながら地域の実情に応じて、通学方法や支援について検討します。

また、通学路の変更が生じる場合についても、学校や保護者、関係機関とも十分協議し、通学路の安全確保に努めます。

### (3) 地域コミュニティの確保

学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの核となる施設でもあることから、新校舎を建築する際は、地域住民の方々が必要とする機能についても協議し、地域のシンボリックな存在となるよう検討します。

また、統合による適正配置が実施され、地域から学校がなくなる場合には、地域住民の繋がりが弱くなり、過疎化に拍車がかかるのではないかと懸念等もあります。地域コミュニティの確保の観点から、地域住民の方々の意向、文化や歴史、伝統などにも十分配慮しながら、統合後の学校施設の有効活用について、地域づくりといった観点にも立ち、関係部局とも連携しながら検討します。

なお、自治会活動については、現状の体制を維持していくことを基本とするとともに、新たな学校区における地域との関係づくりにも配慮しながら、地域住民の方々と協議します。

#### **(4) 防災機能の確保**

学校は、非常災害時の避難場所ともなっていることから、現在、学校施設の安全性を確保するため、耐震化の取組を計画的に進めています。適正配置にもなっていて、新校舎を建築する際や統合を行った場合などには、避難場所としての機能に加え、緊急用物資の備蓄倉庫の整備など防災機能の充実についても、本市地域防災計画や各校区における取組にも留意しながら、地域住民の方々の意向に十分配慮し、検討します。

#### **(5) 情報の提供**

学校の適正配置に係る情報は、児童生徒や保護者、地域住民の方々にとって重要な情報です。

このため、これまでも本市のホームページなどを通じて情報の提供に努めてきましたが、今後とも一層適正配置に係る内容について、保護者をはじめ広く地域住民の方々に広報するなど、積極的な情報の提供に努めます。



## 第5章 対象校区ごとの目指すべき方向性等

### 1 優先順位 1

校舎の建築経過年数が50年以上の複数の小学校を含む中学校区

#### 【 碩田中学校区 】

##### ①校区の概要

碩田中学校区は、荷揚町小学校、中島小学校、住吉小学校の3校から形成されており、各小学校区は隣接し、半径2km圏内にほぼ碩田中学校区が含まれる状況にあります。

荷揚町小学校の本校舎、住吉小学校の南校舎が建築経過年数50年を超えており、住吉小学校は小規模校の学校でもあるため、適正配置の検討を行います。

##### ②目指すべき方向性と具体的方策

荷揚町小学校、中島小学校、住吉小学校の3校を統合し新設校を建設するとともに、碩田中学校との小中一貫教育の充実を図ります。

なお、本中学校区については、2校統合案も検討いたしましたが、将来的に年少人口の減少が見込まれる中、2校統合では、残る小規模の小学校が同一中学校区内に存続することが考えられますことから、以下の具体的方策の観点を実現するためにも、3校を統合し新設校を建設することが望ましいと考えます。

- 知・徳・体のバランスのとれた教育を実践するため、多様な学習形態による活動が可能となる教育環境の提供や地域に開かれた学校づくりなど、本市のリーディングスクールとなりうる学校を創設することを検討します。
- 小中一貫教育の充実を図ることを基本とし、現在の連携型の小中一貫教育校のみならず、併設型や施設一体型の小中一貫教育校などについても比較検討することにより、9年間を見通した教育活動を日常的に実践しやすい環境を整備し、小中一貫教育のモデルとなるような学校施設の在り方についても検討します。
- 新設校の位置については、敷地面積、建設費用、校舎の機能などのハード面のほか、児童生徒の通学環境、小中一貫教育の効果などのソフト面などを総合的に検討します。
- 新設校は、3小学校の文化や歴史、伝統を受け継いだものとなるよう検討するとともに、3校の特色ある教育活動や学校運営についても生かされるよう検討します。

- 地震、津波対策等の防災のために必要な機能を検討します。
- 学校は地域コミュニティの核となる施設でもあるため、地域住民の方々の交流の場として、地域コミュニティの形成を促進する機能などを併せ持つ施設とし、そのために必要な機能を検討します。

### **③実施時期等**

地域住民の方々との協議を可能な限り早期に開始し、平成 28 年度頃までに適正配置の完了を目指します。

## 2 優先順位 2

### 過小規模校を含み、対象校が3校以上ある中学校区

#### 【 神崎中学校区 】

##### ①校区の概要

神崎中学校区は、木佐上小学校、こうざき小学校、大志生木小学校の3校から形成されています。

木佐上小学校は過小規模校、こうざき小学校、大志生木小学校は小規模校です。また、神崎中学校も小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

##### ②目指すべき方向性と具体的方策

木佐上小学校、大志生木小学校の2小学校をこうざき小学校に統合し、神崎中学校との小中一貫教育の充実を図るとともに、新たに小規模特認校制度の導入を検討します。

- こうざき小学校への統合により、神崎中学校区は1小学校・1中学校となり、両校が隣接している立地を生かした小中一貫教育の充実を検討します。
- 3小学校は今後も児童数の減少傾向が予想されており、大分市東部には小規模特認校がないことから、統合後のこうざき小学校を小規模特認校とすることを検討します。
- 小規模特認校として、3小学校の自然環境を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、学校、保護者、地域住民の方々と検討します。
- 木佐上小学校、大志生木小学校は、統合により通学距離が長くなるため、実情に応じて通学の支援や通学路の確保について検討します。

##### ③実施時期等

児童数の推移等を見極めながら、平成30年度頃までの実施を目指します。

その際、3つの小学校が対象となっていることから、段階的に統合することについても検討します。

## 【 野津原中学校区 】

### ①校区の概要

野津原中学校区は、野津原東部小学校、野津原中部小学校、野津原西部小学校、今市小学校の4校から形成されています。

野津原中学校は、平成6年に今市中学校を統合し、現在に至っています。今市小学校は、平成21年度より休校しており、24年度についても休校の継続が決定されています。

野津原東部小学校は小規模校、野津原中部小学校、野津原西部小学校は過小規模校、今市小学校は休校中です。また、野津原中学校も過小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

### ②目指すべき方向性と具体的方策

野津原中部小学校、野津原西部小学校（今市小を含む）の2小学校を野津原東部小学校に統合し、野津原中学校との小中一貫教育の充実を図ります。

- 野津原東部小学校への統合により、野津原中学校区は1小学校・1中学校となり、小中一貫教育の充実を検討します。
- 統合後の野津原東部小学校は、野津原中部小学校、野津原西部小学校（今市小を含む）を含めた、3校の自然環境を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、学校、保護者、地域住民の方々と検討します。
- 野津原中部小学校、野津原西部小学校は、統合により通学距離が長くなるため、実情に応じて通学の支援について検討します。

### ③実施時期等

児童数の推移等を見極めながら、平成30年度頃までの実施を目指します。

その際、3つの小学校が対象となっていることから、段階的に統合することについても検討します。

### 3 優先順位 3

現在小規模特認校に指定されている小学校を含むか、又は市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている中学校区

#### 【 大分西中学校区 】

##### ①校区の概要

大分西中学校区は、八幡小学校、神崎かんざき小学校の2校と西の台小学校、春日町小学校の一部から形成されています。校区が広く、八幡小学校と大分西中学校にはバス通学をしている児童生徒がいます。

神崎小学校は、平成10年度から小規模特認校に指定されており、特色ある教育活動として、ビワの栽培や田ノ浦海岸でのカヌー、シュノーケリングなどの体験活動に取り組んでいます。

神崎小学校が過小規模校、八幡小学校が小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

##### ②目指すべき方向性と具体的方策

神崎小学校を八幡小学校に統合し、八幡小学校を新たな小規模特認校として指定することを検討します。

- 八幡小学校は、今後も児童数の減少傾向が予想されることから、小規模特認校制度の導入を検討します。
- 八幡小学校では、小規模特認校として両校の自然環境を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、学校、保護者、地域住民の方々と検討します。
- 神崎小学校は、統合により通学距離が長くなるため、実情に応じて通学の支援について検討します。

##### ③実施時期等

現在、小規模特認校制度を利用している児童に対する配慮と、神崎小学校区は、平成23年1月から市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されていることから、一定期間その状況を見極め、平成33年度頃までに統合の見直しを含め、必要な措置を講じます。

## 【 戸次中学校区 】

### ①校区の概要

戸次中学校区は、戸次小学校、上戸次小学校の2校から形成されています。

戸次小学校は、大型団地として開発された地域の児童が減少傾向にあり、全校児童数も減少傾向となっています。

上戸次小学校は、平成10年度から小規模特認校に指定されており、特色ある教育活動として、大野川でのドンコ釣り大会、稲作体験、しいたけ作りなどの自然を生かした教育活動に取り組んでいます。

上戸次小学校が過小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

### ②目指すべき方向性と具体的方策

上戸次小学校を戸次小学校に統合し、戸次中学校との小中一貫教育の充実を図ります。

- 戸次小学校への統合により、戸次中学校区は1小学校・1中学校となり、両校が隣接している立地を生かした小中一貫教育の充実を検討します。
- 戸次小学校は、今後も児童数の減少傾向が続くと予想されることから、統合により教育効果や学校運営の充実が図れるよう検討します。
- 戸次小学校では、両校の自然環境を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、学校、保護者、地域住民の方々と検討します。
- 上戸次小学校は、統合により通学距離が長くなるため、実情に応じて通学の支援について検討します。

### ③実施時期等

現在、小規模特認校制度を利用している児童に対する配慮と、上戸次小学校区は、平成23年1月から市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されていることから、一定期間その状況を見極め、平成33年度頃までに統合の見直しを含め、必要な措置を講じます。

## 【 竹中中学校区 】

### ①校区の概要

竹中中学校区は、1 小学校（竹中小学校）・1 中学校（竹中中学校）で形成されています。

竹中小学校は、平成 4 年に河原内小学校を統合し、現在に至っており、竹中中学校は、生徒数の減少により、市内では最小規模の中学校です。

しかし、両校とも校区が広く、バス通学をしている児童生徒がいます。

竹中小学校、竹中中学校とも過小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

### ②目指すべき方向性と具体的方策

竹中中学校区は、現在も 1 小学校・1 中学校の状況であり、これ以上の統合を行った場合、地域から小学校、中学校が無くなってしまうことから、竹中小学校及び竹中中学校を当面存続し、現在行っている小中一貫教育の充実を図るとともに、小規模特認校制度の導入の検討を行い、学校教育の充実を図ります。

○竹中中学校は、小規模特認校とすることで、生徒数の増加が期待できることから、制度の導入を検討します。

○竹中小学校も小規模特認校とすることで、児童数の増加が期待できることから、制度の導入を検討します。ただし、その際、隣接する上戸次小学校で小規模特認校制度が存続している限りは、導入は困難となります。

### ③実施時期等

竹中小学校区は、平成 23 年 1 月から市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されていることから、その状況を見極めます。

なお、竹中中学校への小規模特認校制度の導入については、地域住民の方々との協議を早期に開始します。